

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったことなどを考慮し、避難慰謝料につき、平成24年9月以降現実に原町区に帰還するまでの賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額。）が認められた事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

#### (1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 ① 通信費増加費用  
② 生活費増加費用  
③ 精神的損害（避難慰謝料）

期 間 ①及び②について

自 平成23年3月11日 至 平成23年10月末日

③について

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月末日

#### (2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 精神的損害（避難慰謝料）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月末日

### 2 和解金額

#### (1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が164万1480円であることを認める。

（内訳）

① 通信費増加費用 7万6480円

② 生活費増加費用 12万5000円

③ 精神的損害（避難慰謝料） 144万0000円

#### (2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が180万0000円であることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

#### 4 確認事項

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項（1）③及び第1項（2）の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月24日

(仲介委員 和田光史)

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったことなどを考慮し、避難慰謝料につき、平成24年9月以降現実に原町区に帰還するまでの賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額。）が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人〇」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

#### (1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

精神的損害・避難慰謝料（平成24年9月1日～平成25年5月31日）

#### (2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

精神的損害・避難慰謝料（平成24年9月1日～平成25年5月31日）

#### (3) 申立人X3

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

精神的損害・避難慰謝料（平成23年3月11日～平成25年1月31日）

### 2 和解金額

#### (1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が130万0000円であることを認める。

#### (2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が140万0000円であることを認める。

#### (3) 申立人X3

被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が280万0000円であることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、次の事項を確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月25日

(仲介委員 和田光史)